



合併処理浄化槽設置整備事業 補助金について

問 まちづくり課 環境下水道係
☎ 77-3924

生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、予算の範囲内で補助金を交付します。

また、個人負担の軽減を図るため新規に設置する場合ならびに、単独処理浄化槽およびくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合には、転換後の法定検査の受検を要件に、上限額を決めて配管工事費を助成します。

■**受付期間** 申請順に受け付けで予算がなくなり次第終了です(状況は随時お問い合わせください)。

■補助金対象要件

- (1)下水道事業の認可区域および農業集落排水事業の供用開始区域以外にお住まいの方
- (2)10人槽以下であること
- (3)居住用住宅であること(専用住宅・延床面積

- の2分の1以上が居住用住宅)
- (4)芝山町に住所を有し、または住所を有することを予定する方
- (5)町税などを滞納していない方
- (6)放流水を流す道路側溝などが無い場合は、千葉県浄化槽取扱指導要綱に基づく「放流先がない場合の浄化槽放流水の処理に係るガイドライン」を参考に放流水の処理を適切に行う方

■補助金額

《合併処理浄化槽を新規設置する場合》

各人槽区分の浄化槽本体の補助金に、配管工事費が延長により上乗せされます。

浄化槽を新規に設置する場合の補助金額

人槽区分	浄化槽本体(上限額)	配管工事費(上限額)	
		排水設備延長	補助金額
5人槽	280,000円	10mまで	10,000円
6人槽～7人槽	320,000円	10mを超え20mまで	20,000円
8人槽～10人槽	390,000円	20mを超え30mまで	30,000円
		30mを超え40mまで	60,000円
		40mを超え50mまで	75,000円
		50mを超え60mまで	120,000円
		60mを超え70mまで	175,000円
		70mを超え80mまで	240,000円
		80mを超え90mまで	270,000円
		90mを超え100mまで	350,000円
		100mを超え	400,000円

※なお、令和2年度からは補助金額が設置条件によって変更となります。

《単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合》

各人槽区分の浄化槽本体の補助金に、区分により撤去費および配管工事費が上乗せされます。

人槽区分による浄化槽本体の補助金額 撤去費および配管工事費の補助金額

人槽区分	浄化槽本体 (上限額)	区 分	既存住宅の建て替えまたは増築などを伴う場合 (上限額)	既存住宅の建て替えまたは増築などを伴わない場合 (上限額) ※水回りのリフォーム含む
5人槽	332,000円	撤去費	220,000円	220,000円
6人槽～7人槽	414,000円	配管工事費	別表(※1)による補助金額	300,000円
8人槽～10人槽	548,000円			

《くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合》

各人槽区分の浄化槽本体の補助金に、区分により撤去費および配管工事費が上乗せされます。

人槽区分による浄化槽本体の補助金額

人槽区分	浄化槽本体 (上限額)
5人槽	332,000円
6人槽～7人槽	414,000円
8人槽～10人槽	548,000円

《別表(※1)》排水設備に係る延長による補助金額

配管工事費 (上限額)	
排水設備延長	補助金額
10mまで	10,000円
10mを超え20mまで	20,000円
20mを超え30mまで	30,000円
30mを超え40mまで	60,000円
40mを超え50mまで	75,000円
50mを超え60mまで	120,000円
60mを超え70mまで	175,000円
70mを超え80mまで	240,000円
80mを超え90mまで	270,000円
90mを超え100mまで	350,000円
100mを超え	400,000円

撤去費および配管工事費の補助金額

区 分	既存住宅の建て替えを伴う場合 (上限額)	既存住宅の増築などを伴う場合 (上限額)	既存住宅の建て替えまたは増築などを伴わない場合 (上限額) ※水回りのリフォーム含む
撤去費	なし	120,000円	120,000円
配管工事費	別表(※1)による補助金額	別表(※1)による補助金額	200,000円

住宅用太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付します

☎ まちづくり課 環境下水道係
☎ 77-3908

町では、地球温暖化の防止など、地球環境の保全を目的に環境へ負担が少ない太陽光発電システムを設置する方に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

■申請期間 令和2年1月31日まで (予算がなくなり次第終了)

■設備要件 (全て満たすもの)

- (1)住宅用の低圧配電線と逆流ありで連携するものであること (余った電力を電力会社へ供給することができる仕組み)
- (2)太陽電池の出力状況などにより、起動および停止などに関して全自動運転を行うものであること
- (3)太陽電池モジュールが、財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの、またはこれと同等以上の性能および品質が確認されているもの
- (4)最大出力が10キロワット未満であること
- (5)未使用品であること
- (6)設備設置前に住宅の建築工事が完了していること
- (7)エネルギー管理システム (HEMS) または蓄電池を設置すること

■補助対象者

- (1)町内に住所を有すること (発電システムの設置完

了時に住民登録をする場合を含む)

- (2)世帯の全員が町税を滞納していないこと
- (3)自ら居住または予定している町内の住宅に、年度内 (令和2年3月20日まで) に発電システムを設置すること
※すでに発電システムを設置済みあるいは工事中の方は申請できません。
- (4)発電した電力について電力会社との間で電力受給契約を締結すること

■補助金額

太陽電池モジュールの最大出力1kwに20,000円を乗じた額とし、90,000円を限度とします (千円未満は切り捨てとなります)。

※今年度から補助金額の上限が70,000円から90,000円に変わりました。

■その他 補助金の申請希望の方は、発電システムの設置工事に着手する前に、まちづくり課環境下水道係に申請してください。